

議案第7号

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正を踏まえ、港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第29号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されました。この改正により、次の4点が追加されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

- (1) 放課後児童健全育成事業における利用者の安全の確保に関する計画の策定
- (2) 自動車運行時の所在確認
- (3) 放課後児童健全育成事業における業務継続計画策定等の努力義務化
- (4) 感染症等の発生及びまん延防止に必要な措置の具体化

2 改正内容

- (1) 放課後児童健全育成事業における利用者の安全の確保を図るための計画の策定、当該計画の職員への周知並びに職員の研修及び訓練の実施を義務化し、定期的に当該計画の見直しを行うこととします。さらに放課後児童健全育成事業者には保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知することを義務付けます。
- (2) 放課後児童健全育成事業における活動等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等の方法により利用者の所在確認をすることを義務付けます。
- (3) 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画を策定します。また、職員への周知、研修及び訓練を実施し、当該計画の定期的な見直しに努めなければならないこととします。

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、研修及び訓練の定期的な実施に努めなければならないこととします。

3 施行期日

令和5年4月1日

※2 (1) 安全計画の策定については、令和6年3月31日まで経過処置あり。

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案

現 行

(前略)

(非常災害対策)

第六条 (略)

(安全計画の策定等)

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(前略)

(非常災害対策)

第六条 (略)

3| 2| 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
1| 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護

者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を行なうときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(中略)

(虐待等の禁止)

第十二条 (略)

(業務継続計画の策定等)

(虐待等の禁止)

第十二条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対し支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と（う。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2| 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3| 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第十三条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

(後略)

付 則

1| 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2| この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

(衛生管理等)

第十三条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

(後略)

する基準を定める条例第六条の二の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。